

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年4月策定
平成29年7月改訂
令和8年1月改訂

鳥取県教育委員会

目 次

はじめに	3
I いじめの定義と考え方	
1 いじめの定義について	3
2 いじめ行為の禁止	3
3 いじめ防止等の基本的な考え方	
(1) いじめを生じさせない取組（未然防止・平時からの備え）	4
(2) いじめに気付く取組（早期発見）	4
(3) いじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）	4
(4) 積極的ないじめの認知	5
(5) 組織的な対応	5
(6) 積極的な情報共有	5
(7) いじめを行った児童生徒への成長支援	5
(8) 保護者・家庭における認識	5
(9) 学校、家庭、地域で連携し見守る	6
II 鳥取県における取組	
1 鳥取県におけるいじめの防止のための方針と組織	
(1) いじめ防止対策の点検・見直し	6
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(3) 関係各部署等の連携	6
2 鳥取県における未然防止の取組	
(1) 児童生徒の自主的な活動支援	6
(2) 教職員の資質向上のための研修	6
(3) インターネット上のいじめの防止	7
(4) 調査研究・いじめ分析とその成果の普及	7
(5) いじめ問題における広報や啓発	7
(6) 専門家等の活用	7
(7) 幼児期の教育	7
(8) 道徳教育及び体験活動等の充実	7
3 鳥取県における早期発見の取組	
(1) 教育相談体制の充実	8
(2) 積極的な実態把握	8
(3) 「S O S の出し方に関する教育」の推進	8
4 鳥取県における初期対応・事案対応の取組	
(1) 専門家等との連携及び派遣	8
(2) 相談窓口を設置する関係機関との連携	8
III 学校における取組	
1 学校におけるいじめの防止のための方針と組織	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) 学校いじめ対策組織とその役割	10
(3) いじめ対応に係る主な教職員の役割	11
2 学校におけるいじめを生じさせない取組（未然防止・平時からの備え）	
(1) 教職員のいじめ対応の理解と意識向上	11
(2) 児童生徒のいじめの理解と意識向上	12
(3) 配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応	12
(4) 道徳教育及び体験活動等の充実	12
(5) 自ら考え、行動する力の育成	12
(6) 情報モラル教育の充実	13
(7) 心理アンケート等の活用	13
(8) 地域との連携	13

3	学校におけるいじめに気付く取組（早期発見）	
(1)	ささいな変化も見逃さない教職員の意識	13
(2)	アンケート調査、個人面談の実施	13
(3)	1人1台端末を活用した心や体調の変化の把握	13
4	学校におけるいじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）	
(1)	いじめの事実確認と報告	14
(2)	いじめを受けた・いじめを行った児童生徒等やその保護者への対応	14
(3)	いじめが起きた所属集団への働きかけ	15
(4)	いじめの解消の基準	15
IV	家庭における取組	16
V	地域における取組	16
VI	重大事態への対処等	
1	学校における重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え	
(1)	重大事態における学校いじめ対策組織の位置づけ	16
(2)	年間計画の作成・教職員の研修の実施	17
(3)	チェックリストを活用した重大事態への備え	17
2	いじめの重大事態の定義	18
3	学校の設置者又は学校による調査	18
4	重大事態調査の概要	
(1)	重大事態調査の目的	19
(2)	不登校重大事態（第2号事案）における対応	19
(3)	重大事態の関係者等の協力で行う調査	19
(4)	重大事態調査後の対応	19
5	重大事態の基本的な考え方	
(1)	児童生徒・保護者から重大事態の申立てがあった際の対応	19
(2)	調査主体の決定及び調査組織の構成	20
(3)	第三者が調査すべきケース	20
(4)	いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合	20
(5)	保護者等への説明	20
(6)	重大事態調査における調査報告書の作成	20
6	重大事態への対処	
(1)	学校の設置者への報告	21
(2)	学校の設置者又は学校による調査	21
(3)	事実関係を明確にするための調査の実施	21
(4)	適切な支援・指導	21
(5)	事実関係の報告・説明	21
(6)	事後の再発防止の取組	21
7	報告の流れ	22
8	地方公共団体の長による再調査等	22
VII	いじめの防止の取組の検証等	22
VIII	その他	22
	<参考資料>	23

	<補助資料1> いじめに対する初期対応チェックリスト(学校用)	24
	<補助資料2> 鳥取県いじめの重大事態に関するガイドライン	30
	<補助資料3> いじめの重大事態の調査に関するチェックリスト	42

はじめに

子どもたちにとって学校は、一人一人の個性が大切にされ、子どもたち同士や教職員との温かな人間関係や安心できる環境の中で学び、豊かな人間性を育み、成長していくところです。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が制定され、その後国は「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国方針」という。）を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を策定しました。

そして、こうした国の動きを参酌し、本県としても、平成26年に策定した「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「県方針」という。）を地域や学校の実情に応じた内容に見直し平成29年に改訂するとともに、「鳥取県いじめ対応マニュアル いじめの重大事態から学ぶ」を作成・改訂するなどして、いじめの積極的な認知をはじめ、いじめを集約する担当や校内いじめ対策組織の設置等、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人となる成長過程に大きな影響を与えるこのいじめ問題解決に向けて、積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、近年重大事態の発生件数が増加傾向となり、「法」、「国・県方針」、「国ガイドライン」等に沿った対応が不十分であったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況もあります。

そこで、子どもたち一人一人が「夢」や「志」を持ち、その実現に向けて、自分の力を思う存分発揮できるような学校づくりを進めていくために、この度「県方針」を改訂しました。これまでの取組を振り返り、今後、心豊かで安心・安全な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めていけるよう、県・市町村・学校・家庭・地域その他の関係者が力を合わせ、県民総がかりで、より一層いじめ問題への取組の強化を図っていきます。

I いじめの定義と考え方

1 いじめの定義について

法2条において、次のとおり規定されています。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ行為の禁止

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、将来的にいじめを受けた児童生徒の心に長く、深い傷を残すものとなります。よっていじめは、いかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。（法4条）

3 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめを生じさせない取組（未然防止・平時からの備え）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、県・市町村教育委員会及び学校は、すべての児童生徒がお互いに信頼できる人間関係を構築し、安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめを生じさせない」取組を進めていくことが重要です。

まず、いじめを生じさせないためには、豊かな心と道徳心を育む取組を、児童生徒を取り巻く関係者全員で、計画的、継続的に行っていくことが大切です。こうした取組を、授業や行事等の中で積み上げていくことで、人間関係やいじめについて深く考え、「いじめは絶対に許されない」ということの理解が深まってくるものです。そのことが、児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる大人へと成長させ、いじめを生まない土壌をつくることになります。

また、いじめを行った児童生徒のストレス状況にも着目し、早期にアセスメントを行った上で、ストレスの改善や、適切な対処ができる力を育むことも必要です。

学校においては、教科指導はもとより、特別の教科である道徳の授業、特別活動の学級活動や児童会・生徒会等による取組、体験活動・ボランティア活動などを通じて、自分も他者も大切な存在であることを認め、「人の役に立った、人に喜んでもらえた」といった自己有用感や充実感を感じられるようにすることや、児童生徒が主体的に活躍できる場を意識的に作り出していく必要があります。

さらに、すべての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、「いじめの重大事態の予防」に向けてどう対処すべきか等を確実に理解し、いじめの防止や適切な対応、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識しておくことも未然防止のための重要な取組となります。

(2) いじめに気付く取組（早期発見）

児童生徒の尊い命に関わること、重大事態に至ることはあってはならず、学校は、早期発見を基本として、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう家庭、地域及び関係機関と連携して対処する必要があります。

初期の段階で「いじめに気付く」ことは、いじめの迅速な対応につながり、いじめを受けた児童生徒の心の傷を最小限にとどめることができます。そのために、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要です。

児童生徒の関係性の変化や、気になる様子・態度が見られたら、いじめを軽視することなく、早い段階から大人が的確な関わりを持ち、積極的にいじめを認知します。

(3) いじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）

いじめ又はその可能性があることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けたとされる児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導するなど、いじめの認知から解消まで滞りなく、組織的な対応を行うことが重要です。

(4) 積極的ないじめの認知

いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的に認知し対応することが必要です。

いじめの認知については、いじめの定義に基づき児童生徒の被害性に着目し認知していくことで、初期段階及び疑いの段階から組織的な対応を行い、深刻・重大ないじめにつながることを防ぎます。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教職員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織への報告は必要です。

(5) 組織的な対応

いじめの問題は学校における最重要課題の一つであり、一部の教職員が抱え込まず、校長がリーダーシップを発揮し、「学校いじめ対策組織」において組織的に対応します。

(6) 積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、学校の管理職は、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにいじめに関わるすべての事案を集約する担当を通じて、管理職及び学校いじめ対策組織に報告・相談します。

(7) いじめを行った児童生徒への成長支援

いじめは、児童生徒の心の不安定さが現れる行為であると考えます。指導する側面だけでなく、いじめを行った児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止める姿勢を心がけることにより、自分も他者も大切にできる子どもへと成長させるための支援を行います。

いじめを行った児童生徒に対するアセスメントや指導及び支援のプランニングを行うにあたっては、必要に応じて、当該児童生徒が抱える課題や環境、事案の内容を踏まえつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携しながら、成長支援の観点から継続的に指導及び支援を行うことが必要です。

(8) 保護者・家庭における認識

子どもを守り、豊かな心を育むことは、すべての大人の責務です。そのため保護者は、その保護する子どもがいかなる場合にもいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、他者の痛みを共感的に受け止める気持ちや規範意識の育成に努めます。

また、保護者がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなどして、子ど

もをいじめから保護し、学校によるいじめの対応等の取組に協力します。

さらにいじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校が警察に通報し、援助を求めなければならないことを認識し、関係するすべての大人で、児童生徒の指導・支援にあたります。（法9条2項）

（９）学校、家庭、地域で連携し見守る

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、学校、家庭、地域の連携が必要です。まずは、身近にいる大人が子どもたちの小さなサインも受け止め、支援できるよう心がけます。さらに、学校、家庭、地域は、子どもを中心に据えた連携・協働を進めるとともに、子どもを守れる心豊かで安心・安全な社会づくりを成し遂げるために、地域の行事やボランティア活動等、地域の活性化に向けた子どもたちの社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育てる風土を作ります。

Ⅱ 鳥取県における取組

1 鳥取県におけるいじめの防止のための方針と組織

（１）いじめ防止対策の点検・見直し

いじめの防止等のための対策を、鳥取県教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに位置付け、確実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

（２）いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。（法14条）

（３）関係各部署等の連携

生徒支援・教育相談センターを中心に県教育委員会の各課が連携して、いじめを生じさせない取組（未然防止・平時からの備え）、いじめに気付く取組（早期発見）、いじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対処）を進めていくとともに、学校の取組を支援します。

2 鳥取県における未然防止の取組

（１）児童生徒の自主的な活動支援

児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。（法15条2項）

（２）教職員の資質向上のための研修

いじめの防止等のための対策に関する研修、アセスメントに基づいた考え方及び支援体制づく

り等の研修を実施するなど、教職員の資質向上に必要な措置を講じます。

また、児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて、一人一人の児童生徒の人権の尊重を基盤とした学校づくり・学級づくりに取り組む必要があります。児童生徒が自他の大切さを強く自覚し、お互いの良さを認め合える人間関係を協力してつくることができるように、児童生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修の機会を積極的に提供します。（法18条2項）

（３）インターネット上のいじめの防止

SNS、インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備するなど、インターネット上のいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。（法19条）

併せて情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知します。

（４）調査研究・いじめ分析とその成果の普及

いじめの防止に関する調査研究、検証を行うとともに、その成果を普及します。（法20条）

（５）いじめ問題における広報や啓発

いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等について、必要な広報、その他の啓発活動を行います。（法21条）

（６）専門家等の活用

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校に対しての専門的・多角的な支援を推進します。

また、外部の専門家を有効に活用できる校内体制づくりを支援します。

（７）幼児期の教育

幼児期の教育においても、幼児が他の幼児と関わる中で、発達段階に応じて相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、関係者に対して取組を促します。

また、幼児やその保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

（８）道徳教育及び体験活動等の充実

心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通じた道徳教育及び思いやり・社会性・規範意識等を学ぶ体験活動等の充実を図るとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目するための取組を推進します。

また、発達段階に応じて、「ストレス対処の学び方」や「メンタルヘルス教育」等の心の健康に関する教育の取組を推進します。

3 鳥取県における早期発見の取組

(1) 教育相談体制の充実

いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を充実させるとともに、その周知を図ります。
(法16条2項)

(2) 積極的な実態把握

早期に実態把握を行うための定期的なアンケート調査、個人面談の実施等の取組を推進するとともに、その取組状況等を把握します。

(3) 「SOSの出し方に関する教育」の推進

児童生徒がいじめを受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、いじめのことで友人に相談されたり、いじめを見かけたりしたときにどう対応するのかを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

4 鳥取県における初期対応・事案対処の取組

(1) 専門家等との連携及び派遣

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携体制の整備を図ります。

また、学校におけるいじめ事案に対応するため外部専門家の派遣を支援します。(法17条)

(2) 相談窓口を設置する関係機関との連携

いじめ相談に関わる機関が、いじめ問題の早期の課題解決に向けて連携を図る連絡会議を開催します。

Ⅲ 学校における取組

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を中核とした一致協力体制を確立し、学校の設置者とも連携し、学校の実状に応じたいじめの防止等のための対策を推進します。

1 学校におけるいじめの防止のための方針と組織

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法13条 (学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、「国方針」、「県方針」及び「国ガイドライン」（令和6年8月改訂）を基に、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校方針」という。）として定めます。（法13条）

①「学校方針」を定める意義

「学校方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が一部の教職員による対応でなく組織として一貫した対応となります。

また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及び保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。

さらに、いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を「学校方針」に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒が抱える課題を解決するための支援につながります。

なお、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見及び初期対応、事案対処の適切な実行、定期的・必要に応じたアンケート、教育相談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）が学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織が中心となって点検し、必要に応じて「学校方針」を見直します。

②「学校方針」の内容

「学校方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を示します。

また、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を具体的に定めておきます。

③「学校方針」の周知及び説明

策定した「学校方針」については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校方針」の内容を容易に確認できるような措置を講じます。また、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。（国ガイドライン第2章第1節）

なお、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、その修正・見直しにあたっては、児童生徒、保護者、地域住民等の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒をはじめ関係者の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意します。

④ 学校評価への位置付け

学校は、「学校方針」に基づくいじめの防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付けます。その際児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底します。（法34条関連）

（２）学校いじめ対策組織とその役割

法22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 学校いじめ対策組織の設置と構成

学校は、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等を中核となって組織的・実効的に行う常設の「学校いじめ対策組織」を置きます。（法22条）

なお、学校いじめ対策組織が、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、管理職を含めた複数の教職員で構成するとともに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも参加し、実効性のある構成とする必要があります。（法22条）

② 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、主に次に掲げる役割があります。

○未然防止のための役割

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行います。

○早期発見のための役割

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となります。
- ・ 児童生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるよう、情報を集約するしくみをつくります。
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめと疑われる事案の情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。

○いじめの認知を行う役割

- ・ いじめと疑われる情報があった時に参集し、情報の迅速な共有、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめの認知を行い、組織としての対応を開始します。

○初期対応・事案対処を行う役割

- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等の体制、対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織として行います。

○「学校方針」に基づく取組を検証する役割

- ・「学校方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。
- ・「学校方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての検証等を行い、「学校方針」の見直しを行います。

(3) いじめ対応に係る主な教職員の役割

校長は、学校の責任者としてのリーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上を図り、いじめにつながる情報が一部の教職員にとどまることなく集約できる仕組みづくり、「学校方針」に基づき学校いじめ対策組織が組織的対応の中核として機能するような体制づくりを行います。

また、児童生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報を集約する担当を設けます。その担当は、管理職への報告、学校いじめ対策組織の判断のもとでの対応等を中心となつて行うもので、校種・学校規模等、学校の実態に合わせて校長が決定します。

2 学校におけるいじめを生じさせない取組（未然防止・平時からの備え）

学校は、友人や教職員との信頼できる関係の中で、児童生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることが、いじめ防止の基本であると考え、児童生徒や保護者にとっての魅力ある学校づくりを行う必要があります。

さらに、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組や、いじめ解決に向けた行動を促すとともに、教職員自身が高い人権意識を持ち、その言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにし、児童生徒同士、児童生徒と教職員がお互いを認め合える人間関係・学校風土を作ります。

(1) 教職員のいじめ対応の理解と意識向上

① 校内研修会の企画・実施

すべての教職員が研ぎ澄まされた、あたたかい人権意識を持って児童生徒の対応に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながりや同僚性・協働性を向上させます。

また学校は、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。（法18条2項）

② 法、方針、ガイドライン、「学校方針」の理解

すべての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、「いじめの重大事態ゼロ」に向けてどう対応すべきか等を確実に認識するため、年度初めの職員会議や教員研修等において、「学校方針」はもとより、「法」、「国方針」、「国ガイドライン」等について理解し、いじめへの適切な対応、重大事態への対処について認識します。（法18条2項）

（２）児童生徒のいじめの理解と意識向上

学校は、「すべての児童生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成」及び「いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり」のために、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容のプログラム化を図ります。

（３）配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応

学校は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、その行動につながる要因や背景をアセスメントし、十分留意しながら的確に対応します。

発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性や障がいの状況等に関する理解を深め、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

また、大規模災害等により被災した児童生徒については、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、その児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、必要な支援を行います。

外国人児童生徒等については、多様な背景や直面する課題を理解し、保護者の理解を深めるとともに、適切な支援を行うことが必要です。

さらに性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童生徒の理解を進め、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めます。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、保護者等の了解のもと、異校種間や学校間連携を行うとともに、その情報を教職員で共有し、一貫した指導体制を確立します。日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、児童生徒がお互いを認め合う人間関係を構築するなど、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

（４）道徳教育及び体験活動等の充実

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育や教育活動全体を通じた体験活動の充実を図るとともに、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。

（５）自ら考え、行動する力の育成

学校は、児童生徒が深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選びとることができる自己指導能力を身に付けさせることを意識した発達支持的生徒指導の充実に努めます。

そのために、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒がいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組みます。

また、児童生徒がお互いを分かり合い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できる集団づくりを行います。（法15条2項）

（６）情報モラル教育の充実

学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。（法19条）

特に、SNS等インターネット上のいじめは、「外部から見えにくい」「匿名性が高い」などの性質があるため、安易に行動に移してしまいやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて難しく、いじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があります。インターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させます。

（７）心理アンケート等の活用

学校は、心理アンケート等を活用し、学級集団の理解や児童生徒個々の理解を深めるように努めます。

（８）地域との連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校だけでなく家庭や地域が風通しのよい関係づくりを進め、互いにいじめについて理解するとともに、いざというときに協力し、児童生徒を守り支える体制を、学校運営協議会、保護者会等で協議し、構築します。（法15条2項）

３ 学校におけるいじめに気付く取組（早期発見）

（１）ささいな変化も見逃さない教職員の意識

学校は、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つことが重要です。

（２）アンケート調査、個人面談の実施

学校は、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる児童生徒がいた場合の即座の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努めます。（法16条1項）

なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的、そして組織的に行います。

（３）１人１台端末を活用した心や体調の変化の把握

ＩＣＴ等を効果的に活用し、児童生徒の心身の状態の変化を把握し、相談・援助につながる取組、きっかけづくりを効果的に行います。

4 学校におけるいじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、即座にいじめを集約する担当に連絡し、いじめを集約する担当から管理職に報告、教職員は他の業務に優先して事実の確認及び情報収集を行います。校長は速やかに学校いじめ対策組織を招集し、事実に基づきいじめの認知を行うとともに、指導体制及び指導方針等を決定し、組織での確実な初期対応・事案対応を行います。

（１）いじめの事実確認と報告

学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の事実確認を行い、その結果を学校の設置者に報告し（法23条2項）、必要に応じて学校の設置者とともにいじめへの対応に取り組みます。

なお「学校方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

（２）いじめを受けた・いじめを行った児童生徒等やその保護者への対応

学校は、いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、必要に応じて専門家の協力を得ながら、複数の教職員によって、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的にを行います。（法23条3項）

① いじめを受けた児童生徒への対応

ア 安全確保

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するために、できる限り不安を除去するとともに、状況をきめ細かく把握し、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りや適切な支援を行います。

イ 心身のケア

いじめを受けた児童生徒の自尊感情を高めるよう留意するとともに、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラー等とともにいじめを受けた児童生徒及び保護者のケアを行います。また、必要に応じ、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のケアを行います。

ウ 心情の理解、ニーズの確認

いじめを受けた児童生徒の心情を理解し、適切な支援を行うためにニーズの確認を行い、それに基づいた支援を行います。

エ 学習支援

いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るとともに、いじめを受けたことにより、継続的に授業に参加できない児童生徒に対して、別室での学習支援やオンライン授業等で学習の支援を行います。

② いじめを行った児童生徒への対応

ア 指導及び組織的な対応

学校は、いじめを行った児童生徒に対して、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか等、いじめに至った要因や背景をアセスメントし、自らの行為の問題点に気付かせるよう、個に応じたきめ細かな指導を行います。

また必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についてはいじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。さらに教育上必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒に適切に懲戒を加えるものとします。（法23条4項）（法25条）（学校教育法11条）

イ 専門機関との連携

学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、保護者や専門機関（児童相談所や警察、法務少年支援センター等）との連携をとりながら、指導・対応を行います。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校は、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。（法23条6項）

（3）いじめが起きた所属集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせたり、たとえ止めさせることはできなくても誰かに知らせたりする勇気を持つよう伝えるとともに、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しても、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。また、必要に応じて集団全体への働きかけを行います。

（4）いじめの解消の基準

学校は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行います。

いじめが「解消している」状態とは、

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
（少なくとも3か月を目安）
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
（いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する）
であり、他の事情も勘案して慎重に判断します。

なお解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

IV 家庭における取組

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めます。（法9条3項）

また、保護者は子どもへの教育の第一義的責任を有しているため、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。（法9条1項）

他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、保護者として「心豊かで安心・安全な社会をつくる」という認識を持ち、日々関わります。

加えて、保護者は、子どものささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携を取るよう努めます。

V 地域における取組

地域において子どもたちが利用する様々な施設・機関が学校も含め互いに連携し、子どもたちの気になる様子が見られる際には、声をかけたり、学校へ連絡したりするなど、地域として子どもを温かく見守る取組を推進します。

またコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、学校や、家庭・地域が抱えるいじめ問題等の課題等について関係者と共有・協議し、地域の関係機関等と連携するとともに、地域住民の協力を得つつ、地域全体で子どもを見守り育てる体制づくりを推進し、地域ぐるみでいじめ防止にあたります。（法15条2項）

VI 重大事態への対処等

重大事態が発生した場合の調査の在り方については、以下の内容及び「鳥取県いじめの重大事態に関するガイドライン」に留意の上、「国ガイドライン」を参考として、適切に対処します。なお、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点をもって行います。

1 学校における重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

（１）重大事態における学校いじめ対策組織の位置づけ

学校いじめ対策組織が、校内のいじめ対応にあたって、平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校の設置者と連携して対応を行います。

○学校いじめ対策組織は、重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っており、学校におけるいじめの防止及び早期発見・初期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織です。そして、このことをすべての教職員が認識します。

○重大事態発生時の初期対応においては、特にいじめを受けた児童生徒・保護者との情報共有

が重要であり、学校いじめ対策組織の判断のもと、学校において窓口になる担当者を決め、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにします。

(2) 年間計画の作成・教職員の研修の実施

学校は、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」のために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、学校いじめ対策組織において包括的な取組の方針を定めたり、具体的な指導内容のプログラム化を図ったりします。

またすべての教職員が、いじめの定義の理解や組織的対応の在り方、重大事態の理解と対処等について確実に認識しておくために、年度当初の職員会議や教員研修等において、「学校方針」はもとより、「法」や「国・県方針」等について理解を深めます。

(3) チェックリストを活用した重大事態への備え

学校においては、「鳥取県いじめの重大事態に関するガイドライン」の「チェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて点検を進めるとともに、重大事態の発生時における対応等について確認しておきます。

2 いじめの重大事態の定義

＜参考＞「いじめの防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月改定)」

いじめ防止対策推進法 第28条関連

第1項 第 1 号事案

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

例えば、○児童生徒が自死を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

同項 第 2 号事案

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

相当な期間については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項 第 1 号及び第 2 号に共通する事項

「また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。」

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

3 学校の設置者又は学校による調査

いじめ防止対策推進法 第 28 条関連

学校の設置者又はその設置する学校は、法第 28 条第 1 項(いじめの重大事態の定義)にある場合は、その事態(以下「重大事態」)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校の設置者又はその学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、重大関係に係る調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 学校が調査を行う場合においては、学校の設置者は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

4 重大事態調査の概要

(1) 重大事態調査の目的

重大事態調査は、いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いのある児童生徒（以下「対象児童生徒」）の尊厳を保持するため、重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処、具体的には対象児童生徒への心のケアや必要な支援、及び法に基づいていじめを行った児童生徒やいじめに関わった児童生徒（以下「関係児童生徒」）に対する指導及び支援等及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的とした調査です。（国ガイドライン第1章第2節）

なおこの調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、その調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではありません。（国ガイドライン第1章第1節）

(2) 不登校重大事態（第2号事案）における対応

不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、学校の設置者及び学校は、いじめの解消のみならず、学習支援や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行います。

(3) 重大事態の関係者等の協力で行う調査

この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする関係する児童生徒及び保護者等の協力の下で行うものとなります。外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにします。（国ガイドライン第1章第2節）

(4) 重大事態調査後の対応

学校の設置者及び学校は、事実にはっきりと向き合い、調査結果を踏まえて、対象児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、重大事態の再発防止に主体的に取り組めます。

5 重大事態の基本的な考え方

(1) 児童生徒・保護者から重大事態の申立てがあった際の対応

児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたります。

なお、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったが、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、初期対応の観点から学校いじめ対策組織において事実関係の確認を行います。申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、「法」の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施します。

保護者からの重大事態の申立てがあった場合、家庭における児童生徒の様子は重大事態を把握するために重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、状況の把握を行います。

（２）調査主体の決定及び調査組織の構成

調査の主体が、学校の設置者となるか、学校となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行います。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行います。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施することがあります。

調査組織は、調査主体において判断しますが、調査にあたっては、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制・組織を構成します。

（３）第三者が調査すべきケース

特段の事情がある場合を除いて、専門家及び第三者を加えた調査組織となるように努めます。特に、自死事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い事案は、第三者の参画等、調査組織の構成について特に熟慮する必要があります。

（４）いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合

学校として警察への相談・通報を行うとともに、その対応についてあらかじめ保護者等に対して周知を行います。

（５）保護者等への説明

対象児童生徒の保護者との情報共有は重要であり、情報が途切れないように丁寧に保護者との連絡・調整にあたります。このことは、関係児童生徒の保護者においても同様です。

重大事態では、特に保護者に対して調査への理解を得るとともに、その思いや立場を理解し、何を求めているのか、どういったところに疑問をもっているかなど真意をよく聴き取りつつ、調査目的や調査の進め方について予め保護者との共通理解を図りながら進めることが必要です。

（６）重大事態調査における調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目は、以下の通りです。

- 重大事態調査の位置づけ
- 調査の目的、調査組織の構成
- 当該事案の概要
- 調査の内容
- 当該事案の事実経過
- 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- 学校及び学校の設置者の対応
- 当該事案への対処及び再発防止策の提言

6 重大事態への対処

(1) 学校の設置者への報告

学校は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、速やかに学校の設置者に報告します。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼します。

(2) 学校の設置者又は学校による調査

法28条に規定する重大事態が発生した場合には、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。（法28条1項）

なお、設置者が調査主体となる場合、学校は実施する調査に協力します。学校が調査主体となる場合は、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導及び支援を行います。（法28条3項）

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校の設置者及び学校は、いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰が行い、どのような態様であり、学校がどう対処したかにとどまらず、いじめを生んだ要因・背景や、児童生徒の人間関係における問題、学校・教職員の対応などの事実関係も含めて、日ごろのいじめ防止等の体制及び取組が適切であったかどうか調査します。（国ガイドライン第3章第1節）

(4) 適切な支援・指導

学校は、調査結果を踏まえ、当該児童生徒やその保護者に適切なケア・指導を行います。対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

また、関係児童生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

(5) 事実関係の報告・説明

学校の設置者または学校は、対象児童生徒やその保護者等に対して、調査を始める前の事前説明、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。（国ガイドライン第7・8・9章）

(6) 事後の再発防止の取組

学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、初期対応・事案対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

7 報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果を下記のとおり報告します。（法29条1項、法30条1項、法31条1項）

- ・ 県立学校は、県教育委員会を通じて知事に報告します。
- ・ 市町村立学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長に報告します。
- ・ 私立学校は、当該学校の設置者を通じて知事に報告します。
- ・ 国立学校は、当該国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣に報告します。

8 地方公共団体の長による再調査等

地方公共団体の長は、学校の設置者を通じて、重大事態が発生した旨の報告・調査結果を受け、必要があると認めるときは附属機関（県立・私立学校では「鳥取県いじめ問題検証委員会」）で調査の結果について再調査を行います。（法30条2項、法31条2項） 国立学校については、文部科学大臣が行います。（法29条2項）

県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故であって、法28条第1項又は法30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証についても、「鳥取県いじめ問題検証委員会」が行います。

なお、再調査を行ったときは、地方公共団体の長が、議会に報告（法30条3項）するとともに、再調査の結果を受け、地方公共団体の長及び学校の設置者それぞれの権限及び責任において、重大事態への対処・再発防止に取り組みます。

VII いじめの防止の取組の検証等

県は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、鳥取県教育振興基本計画に基づくアクションプランに反映させながら、改善に努めます。

学校は、より実効性の高い取組を実施するため、「学校方針」が、実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

VIII その他

この県方針は骨子的なものであり、「鳥取県いじめの重大事態に関するガイドライン」（P24-P35）、「鳥取県いじめ対応マニュアル」とあわせて活用します。

県は、この「県方針」が教育現場等において十分活かされるよう、市町村等に対していじめの防止等に関する情報や資料を随時提供します。

<参考資料>

- 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）



- 「いじめの防止等のための基本的な方針」

（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日）



- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

（令和6年8月改訂版 文部科学省）



- 「いじめ防止対策の更なる強化等について」

（令和6年12月25日 文部科学省事務連絡）



- 「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」

（令和7年3月6日 文部科学省通知）



- 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」

（令和7年11月25日 こども家庭庁、文部科学省事務連絡）



- 「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」

（令和7年11月25日 こども家庭庁、文部科学省事務連絡）



- 「生徒指導提要」（令和4年12月文部科学省発行）



＜補助資料 1＞

いじめに対する初期対応チェックリスト（学校用）

いじめに対する初期対応チェックリスト（学校用）

学校におけるいじめ対応で重要なのは、「初期対応」です。
本チェックリストは、いじめ情報をキャッチしたときから、早期に、適切に対応を行うための基本的なポイントをチェックリスト形式でまとめたものです。

初期対応の基本は、正確な事実確認に基づく当該児童生徒、保護者への対応です。そのためにも、主観ではなく、複数の事実の突き合わせによる客観的な事実確認が必要です。

事実も、①心理的事実(その人が心で感じた事実)と、

②客観的事実(実際にあった事実)を区別します。

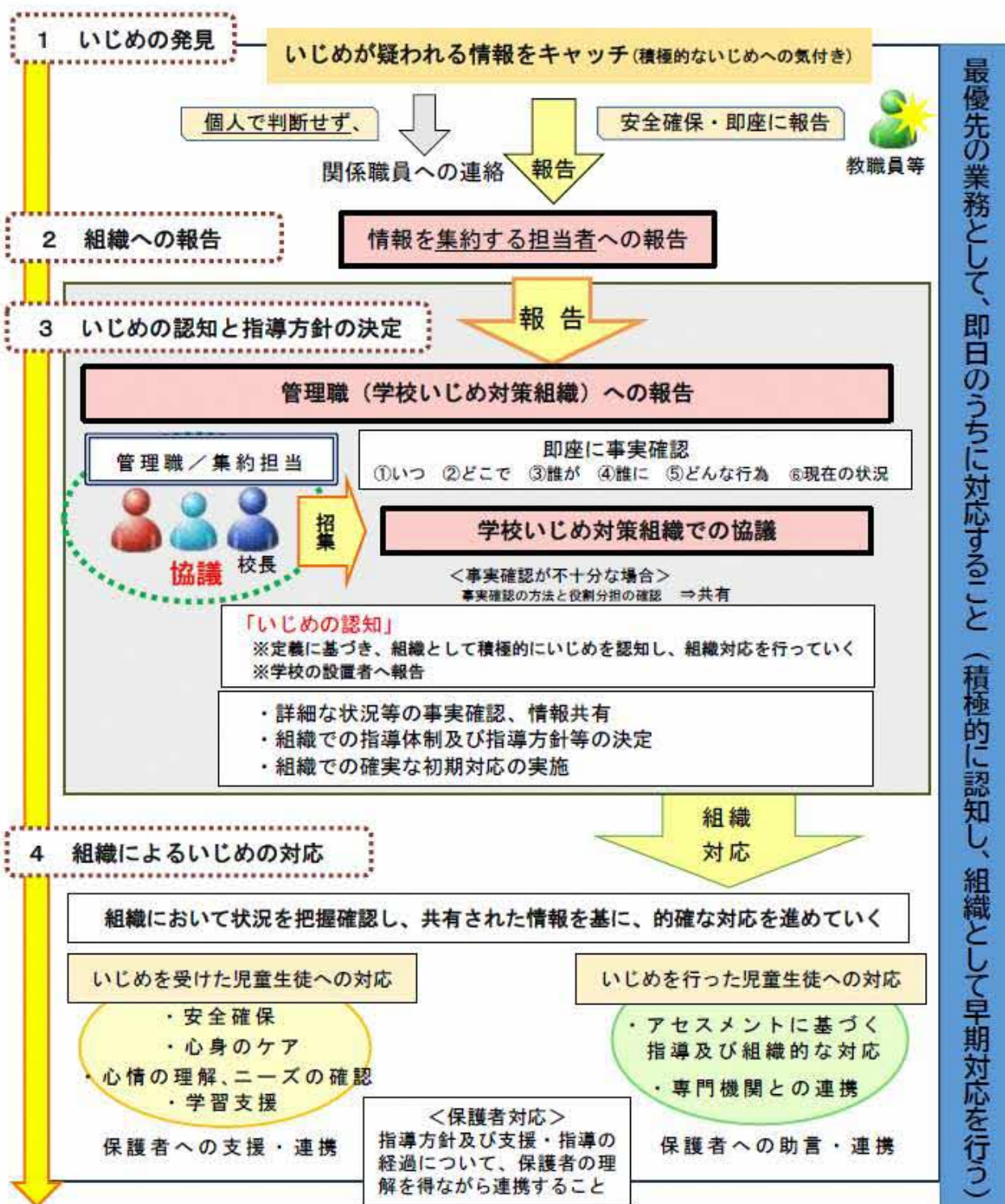
調査結果は、保護者に遠慮して事実を隠すことがないように事実のみを丁寧に伝えます。

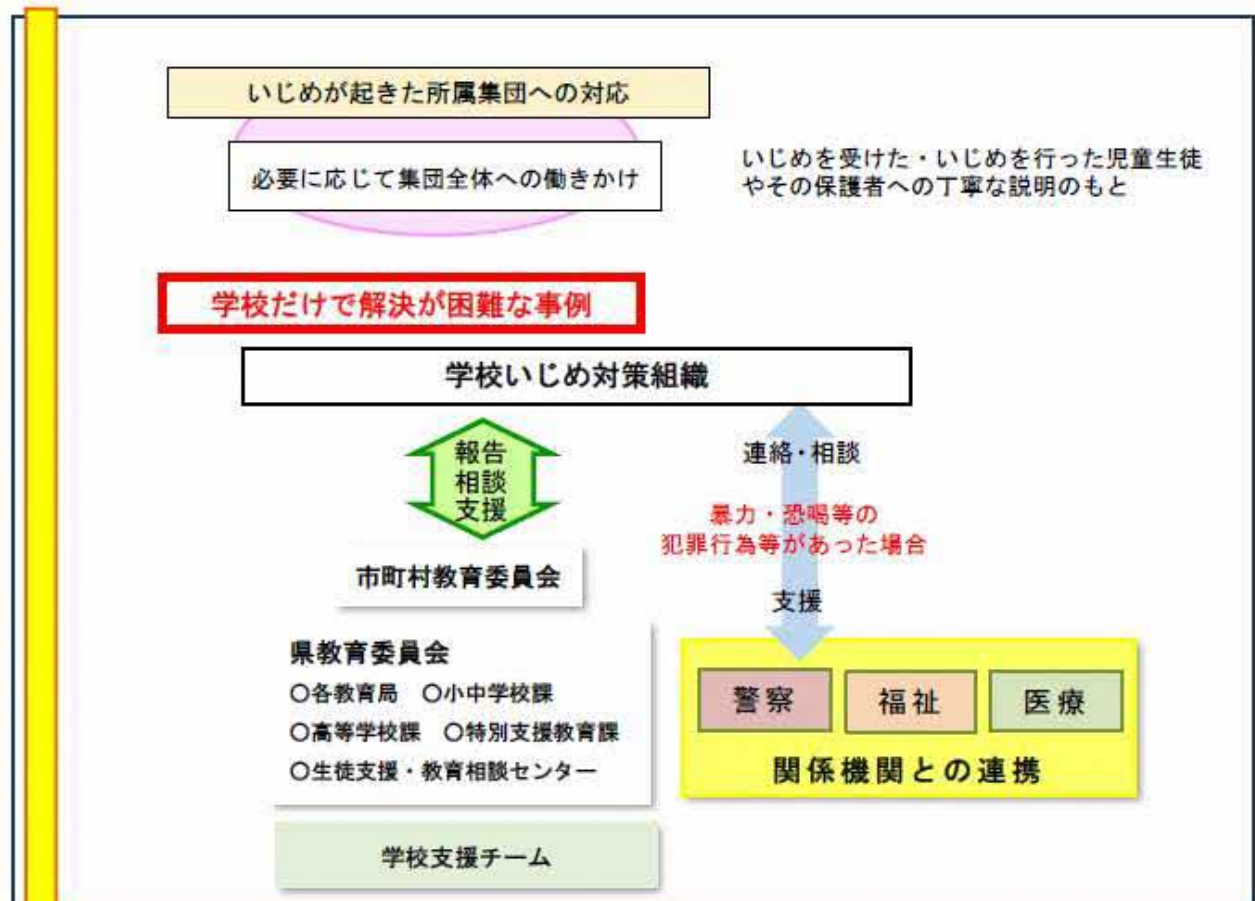
区分	No	項 目	チェック
いじめ情報をキャッチしたときの対応	1	教職員はいじめを止め、個人で判断せず、学校いじめ対策組織のいじめの集約担当に報告した。	☐
	2	いじめの集約担当は速やかに学校いじめ対応組織のリーダーである校長に報告し、校長がその後の対応についての指示を行った。	☐
	3	いじめを受けたとされる児童生徒の思い・訴えを十分に聴き取り、不安やつらさを受け止めた。	☐
	4	他の業務に優先して、即日、即座に対応した。	☐
組織対応のスタート	1	校長等は速やかに学校いじめ対策組織を動かし、状況等を把握した。	☐
	2	学校いじめ対策組織で、いじめの「認知」を行った。	☐
	3	学校いじめ対策組織で協議し、保護者への一報や対応についての方針を決めた。	☐
	4	全教職員がいじめの状況を確認し、共通理解を図った。	☐
	5	学校の設置者(教育委員会)に報告した。(月例報告の場合もあり)	☐
事実確認	1	学校いじめ対策組織で、事実の確認の方法と役割分担を行った。 (校長がリーダーシップを発揮して、素早い動きを作った)	☐
	2	① 聴き取り→② 集約→③ 再確認 という流れで行った。	☐
	3	周囲の児童生徒や保護者の情報を得て、事実を正確に把握した。	☐
	4	いじめの事実(いつ、どこで、誰が、誰に、どんな行為、現在の状況)を明確に確認し、記録した。	☐
	5	関係する児童生徒が何人かいる場合は、複数の教職員が、個別に、別室で、可能な限り同じ時間に聴き取りを行った。	☐
	6	いじめの集約担当が聴き取った内容を集約し、学校いじめ対策組織で共有し、協議した。	☐
	7	聴き取りで、食い違う点について、再度聴き取りを行った。	☐
いじめの「認定」	1	迅速な情報共有、聴き取り調査等により事実関係を把握し、事実を確定することで、いじめであるか否かの判断(いじめの「認定」)を行った。	☐

方針立案 ※学校いじめ対策組織で決定	1	学校いじめ対策組織で、指導・支援体制の方針を決定し、迅速に対応した。（組織メンバーで多面的に協議を行い決定した。）	☐
	2	いじめを受けたとされる児童生徒・保護者への寄り添い、安全・安心確保に配慮した方針を立てた。（別室での支援、学びの保障、見回り等）	☐
	3	いじめを行ったとされる児童生徒から、いじめの行為を行うに至った経緯や心情を聴き取りつつ、いじめの定義に照らし、いじめと認識させた。	☐
	4	対応する教職員の役割分担を行い、随時の情報共有をしながら、指導方針の修正を行った。	☐
	5	学校の設置者とともに重大事態に該当するかの判断を行った。	☐
	6	児童生徒の個人情報の取扱いに注意した対応を行った。	☐
	7	学校いじめ対策組織で話し合った内容等を議事録として残した。	☐
	8	教育委員会、関係機関等との連携を図った。	☐
	9	方針立案にあたっては、次の点に配慮した。 <いじめを受けたとされる児童生徒への対応> ・本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り ・本人や保護者とのこまめな情報交換 <いじめを行ったとされる児童生徒への対応> ・行為は人権侵害であるという毅然とした指導 ・本人が抱える思い、いじめ行動の背景や要因をアセスメントし、成長支援 ・保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る	☐
保護者対応	1	いじめを把握した段階で、その日のうちに関係する児童生徒の保護者へ第一報を行った。	☐
	2	保護者への対応の前に、いじめの事実を正確に確認し、学校いじめ対策組織の方針に基づき対応した。	☐
	3	いじめを受けたとされる児童生徒の保護者には、発覚したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝えた。 また学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議するとともに、要望等を聞いた。	☐
	4	いじめを行ったとされる児童生徒の保護者には、事実を確認し、理解を得た上で指導及び支援を行った。	☐
	5	保護者とは、家庭訪問等、直接会って、具体的な対策等を話した。（安易に電話連絡で済ませていない。）	☐
	6	複数の教職員で保護者に対応し、その結果を学校いじめ対策組織に報告した。	☐
	7	当事者双方の保護者の協力を求め、随時連携を取りながら、継続して報告・相談を行った。（特にいじめを受けたとされる児童生徒の保護者）	☐
その他	1	SCやSSW等の専門家、関係機関の活用を検討した。	☐
	2	いじめが起こった集団への指導を検討し、必要に応じて実施した。	☐

いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図

学校いじめ基本方針に基づいた対応





5 継続指導・経過観察（いじめの解消 ※3か月を目安）

いじめの解消に向けた取組

<いじめ解消の目安>

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により慎重に判断）

□解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

□SC等を活用し、いじめを受けた・いじめを行った児童生徒への教育相談を実施する。

6 再発防止・未然防止活動

□いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめを許さない学校づくりを強化する。

安全・安心な学校づくりへの取組
学校におけるいじめを生じさせない取組
学校におけるいじめに気付く取組

＜補助資料 2＞

鳥取県いじめの重大事態に関するガイドライン

＜参考資料＞

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

（令和6年8月改訂 文部科学省）

＜本ガイドラインにおける用語の定義＞

- 「対象児童生徒」・・・いじめにより重大な被害が生じた疑い、又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒
- 「関係児童生徒」・・・いじめを行った疑いのある児童生徒、その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
- 「いじめを行った児童生徒」・・・関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒
- 「他の関係児童生徒」・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒

※本ガイドラインにおける用語は、重大事態調査を実施するにあたり、疑いの段階での調査も含んだものであるため、上記の用語については国のガイドラインに準じ、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」と区別した表現としています。

鳥取県いじめの重大事態に関するガイドライン

目 次

【１】重大事態発生時の基本的な対応

1	重大事態の把握・判断	32
2	重大事態調査の実施について	32
3	重大事態調査結果の報告	36
4	重大事態調査結果の提供	36
5	調査報告書の公表	36
6	調査報告書で提言された再発防止策の実施	37
7	地方公共団体の長等による再調査	37

【２】重大事態調査における留意事項

1	対象児童生徒及び保護者が重大事態調査や公表を望まない場合の対応	37
2	不登校重大事態の場合の対応	37
3	調査途中の対応	38
4	網羅的な調査の実施	38
5	守秘義務の中での共有	38
6	聴き取り調査について	38
7	調査への協力をお願い	38
8	児童生徒の実態に応じた対応	39
9	対象児童生徒・保護者への経過報告	39
10	第三者委員会調査中における対象児童生徒・保護者への説明	39

【３】いじめ重大事態発生時の基本的な対応の流れ（フロー図）

【1】重大事態発生時の基本的な対応

1 重大事態の把握・判断

- (1) 重大事態の判断を行うのは法に基づき、学校の設置者又は学校です。
なお、学校が判断する際は、学校いじめ対策組織において行います。
- (2) 重大事態発生時の初動対応において、特に対象児童生徒及び保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整にあたり、情報が途切れないようにすることが必要です。（国ガイドライン第5章第2節）
- (3) いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」の段階から対応を開始することを認識します。（国ガイドライン第1章第1節）
不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は欠席が30日に到達する前から学校の設置者と協議するなど丁寧に対応します。（国ガイドライン第4章第1節）

2 重大事態調査の実施について

- (1) 重大事態の報告
学校は、重大事態の発生について、学校の設置者へ直ちに報告し、学校の設置者は、地方公共団体の長等に重大事態が発生した旨を報告します。（法30条）
- (2) 調査主体の決定
調査主体は、学校の設置者が判断します。
なお、不登校重大事態については、事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的として位置付けているため、原則として学校主体で調査を行います。（国ガイドライン第6章第1節）
- (3) 調査組織の構成
調査組織の構成は、調査主体が判断します。調査組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。

なお、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や、調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い重大事態は、以下のとおりであり、調査組織の構成については特に熟慮します。（国ガイドライン第6章第2節）

- 対象児童生徒が死亡しており、自死又は自死が疑われる重大事態
- 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど、学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

ここでいう「第三者」とは、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいいます。

（４）調査組織の種類

①学校の設置者主体の場合

ア 教育委員会方式

教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織です。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるよう努めます。

イ 第三者委員会方式

すべての調査委員が第三者で構成された調査組織です。

②学校主体の場合

ア 学校いじめ対策組織方式

学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織です。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるよう努めます。

イ 第三者委員会方式

すべての調査委員が第三者で構成された調査組織です。

（５）調査の進め方についての事前検討

重大事態調査の実施に当たっては、最初に調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討し、関係者で共通理解を図ります。（国ガイドライン第7章第1節）

例えば、以下の事項について検討します。

<事前に確認・検討すべき事項>

- ・調査の目的、趣旨
- ・調査すべき事案の特定、調査事項の確認

- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査にあたっての体制（役割分担）
- ・ 調査公表の有無、あり方

（６）対象児童生徒及び保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査主体者は、対象児童生徒及び保護者に対し、調査を始める前に重大事態調査に関する事前説明を実施します。

事前調査は、いじめの重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と、調査組織の構成や調査委員会等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があります。また、必要に応じて関係児童生徒・保護者にも説明を行います。（国ガイドライン第7章第2節）

① いじめの重大事態の発生を判断した後、速やかに説明・確認する事項

○法に基づく重大事態の根拠

- ・ 1号事案、2号事案のいずれに該当するか
- ・ 重大事態と認めた時期や、発生報告の説明

○調査の目的

- ・ 民事、刑事、行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものでなく、事実関係を可能な限り明らかにし、事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである
- ・ 関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係がすべて明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されること

○調査組織の構成に関する意向の確認

- ・ 公平性、中立性が確保されるよう人選等を行う必要があること
- ・ 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、手続き等で時間がかかること

○調査事項の確認

- ・ 調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認すること
- ・ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは、重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、調査組織の判断のもと、個人的な背景及び家庭での状況も調査する場合があること

○調査方法や調査対象者についての確認

- ・ 調査方法についての要望の確認及び聴き取り等を行う対象者等についての要望
- ・ 対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴える場合には、聴き取り等を行わないなどの調査方法、調査範囲を調整し、対象児童生徒及び保護者が納得できる方法で行うこと

なお、このような場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があること

○窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

② 調査組織や調査委員会等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

○調査組織の構成

○調査時期・期間（スケジュール、定期報告について）

- ・新たな事実が明らかになるなど調査期間が変更になる可能性があること
- ・定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと

○調査事項・調査対象

- ・どのような事項（対象とするいじめや出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取りする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するかについて
- ・状況によっては流動的な事項や調査の進捗によって対応が変わることもあり、臨機応変に対応すること
- ・調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、必要に応じて協力を求めること

○調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順等）

○調査結果の提供

- ・法第28条第2項に基づき、調査結果の説明を行うこと
- ・調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについての説明
- ・関係児童生徒及び保護者等に対しても、調査結果の提供・説明を行う必要があること
- ・個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応すること
例えば、アンケート結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護し、個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとること
- ・公表についても、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応すること
- ・調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明

○調査終了後の対応

- ・法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長に報告を行うこと
- ・重大事態調査を実施しても、事実関係がすべて明らかにならない可能性があること
- ・調査報告書について意見があれば、地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができること

（７）関係児童生徒及び保護者に対する説明

重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うために、関係児童生徒及び保護者に対しても事前の説明が必要です。

（８）資料の収集・保存

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行います。なお、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要があり、指導要録の保存期間を踏まえて5年とすることが望ましいとされています。（国ガイドライン第5章第2節）

(例) ・定期的に実施しているアンケート ・教育相談の記録 ・これまでのいじめ通報や面談の記録 ・学校いじめ対策組織における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等

3 重大事態調査結果の報告

学校の設置者又は学校は、対象児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

また重大事態調査は、関係者の協力を前提とした調査であり、関係児童生徒及び保護者に対しても説明を行います。

なおそのときに、以下の点について配慮します。

- ・個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応すること
 - ・アンケート結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の個人が特定されないような配慮を行うこと
- (国ガイドライン第9章第1節・第2節、第10章)

4 重大事態調査結果の提供

調査結果について、学校は学校の設置者に、学校の設置者は地方公共団体の長に報告します。(国ガイドライン第9章第3節)

5 調査報告書の公表

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校が、事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければできるだけ公表することとします。

その際に、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒及び保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととし、調査結果を公表する場合は、その公表の仕方と公表内容を確認します。

なお、調査報告書の公表については、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響がないように、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮します。(国ガイドライン第9章第3節)

6 調査報告書で提言された再発防止策の実施

学校の設置者及び学校は、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・初期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応を見直し、再発防止策の確実な実施に取り組みます。（国ガイドライン第11章）

7 地方公共団体の長等による再調査

重大事態の調査結果の報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、「いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができます。（法第30条2項他）

その場合、学校の設置者は文部科学省に対して再調査の開始報告を行うとともに、地方公共団体の長は、個人情報に対する必要な配慮を確保し、再調査の結果を議会に報告します。（法30条3項、国ガイドライン第12章）

【2】重大事態調査における留意事項

1 対象児童生徒及び保護者が重大事態調査や公表を望まない場合の対応

重大事態調査や公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要です。そのため、対象児童生徒及び保護者が調査を望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはせず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒等への指導及び支援等を行います。

なおそのような場合でも、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒及び保護者に説明します。

また、重大事態調査は、対象児童生徒及び保護者が希望する場合は、調査の実施主体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うこともあります。（国ガイドライン第3章第4節）

2 不登校重大事態の場合の対応

調査中に対象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられます。（国ガイドライン第8章第2節）

3 調査途中の対応

重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合は、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられます。（国ガイドライン第8章第2節）

4 網羅的な調査の実施

児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（発達的な特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）等も調査することが望ましいです。（国ガイドライン第8章第3節）

5 守秘義務の中での共有

聴き取り調査、アンケート調査等における聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有します。
（国ガイドライン第8章第2節）

6 聴き取り調査について

複数人で聴き取ることが必要であり、その内容等について他者に話さないように児童生徒や保護者に協力を求めます。また、聴き取り場所や時間帯についても、児童生徒やその保護者に配慮して設定することが必要です。

正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられますが、録音機器の使用について同意を得るとともに、調査以外では聴き取り内容を活用しないことを説明します。（国ガイドライン第8章第2節）

7 調査への協力をお願い

関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、重大事態調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実確認を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力が得られるように取り組みます。（国ガイドライン第7章第3節）

8 児童生徒の実態に応じた対応

子どもは「被暗示性」が高く、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になるおそれがあるため、調査組織の立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聴き取りのみ先んじて行うことも考えられます。（国ガイドライン第8章第2節）

9 対象児童生徒・保護者への経過報告

対象児童生徒及び保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、このような要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められます。丁寧に連絡を取り合うことによって安心感を与えることができ、対象児童生徒及び保護者への不安感、不信感の軽減につながります。

ただし、調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られていることを予め了解してもらいます。

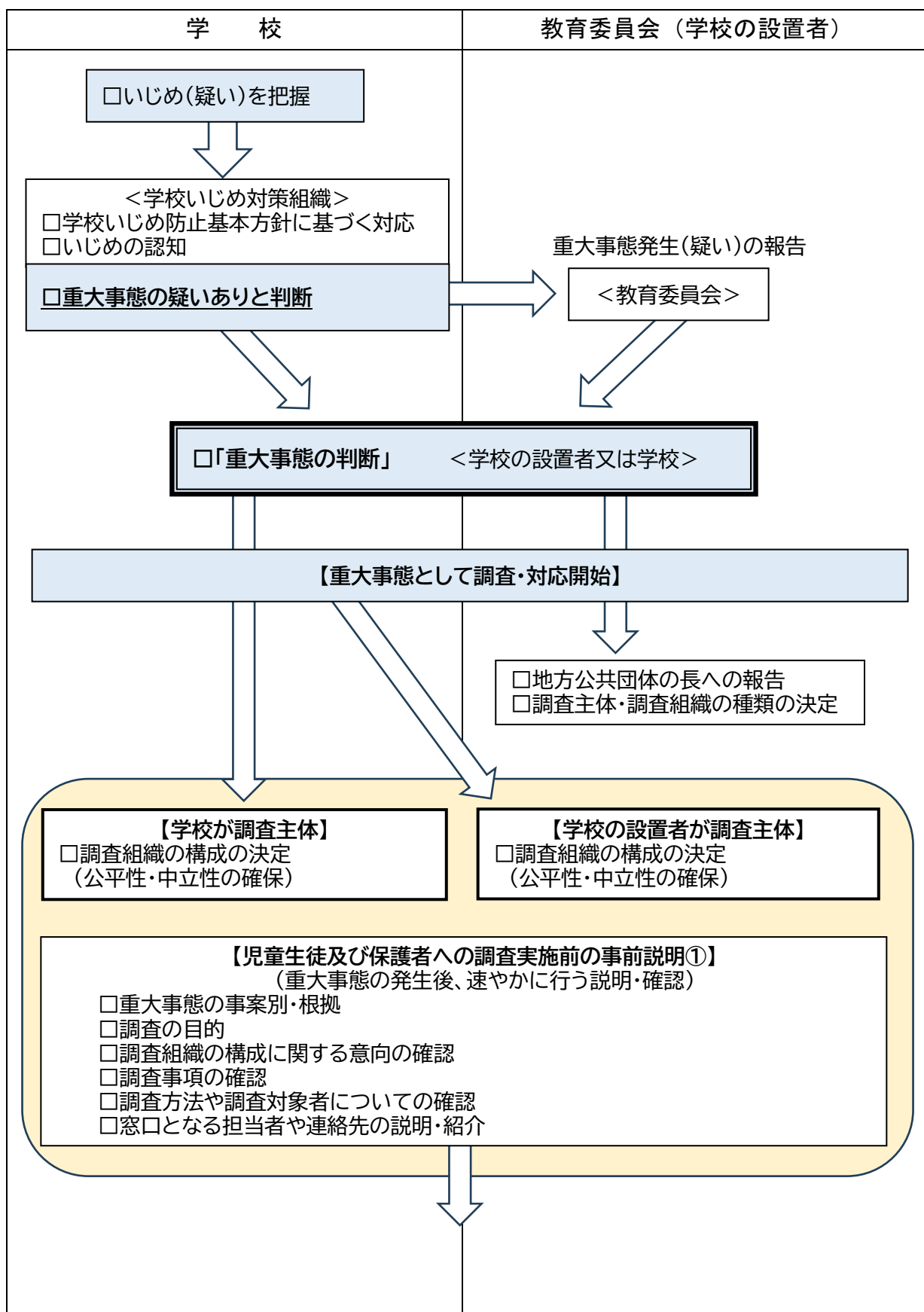
（国ガイドライン第8章第2節）

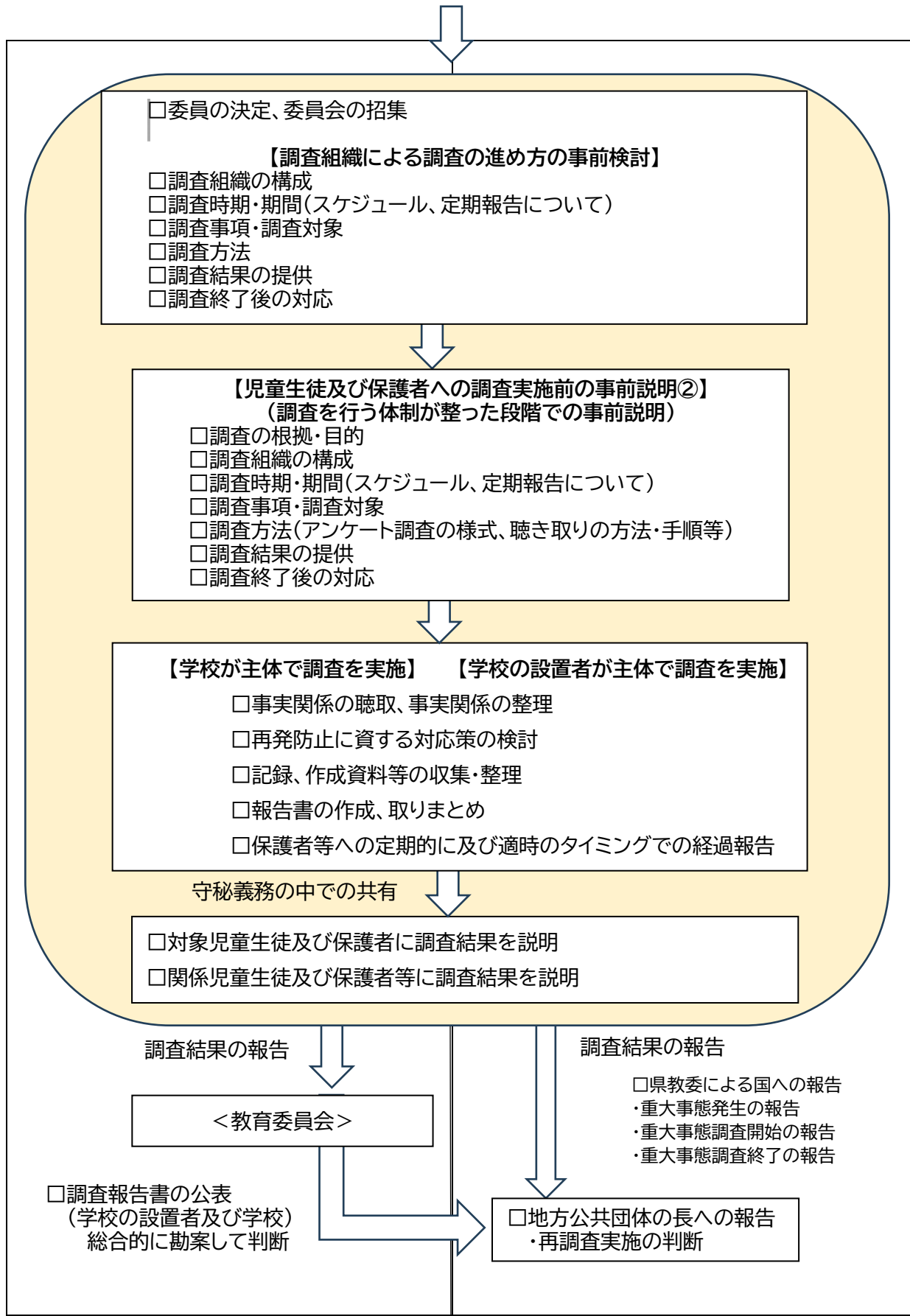
10 第三者委員会調査中における対象児童生徒・保護者への説明

第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が行うと、調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくるため、基本的には調査主体の者が説明を行います。

（国ガイドライン第8章第2節）

【3】いじめ重大事態発生時の基本的な対応の流れ（フロー図）





＜補助資料 3＞

いじめの重大事態の調査に関するチェックリスト

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え	4 3
【チェックリスト②】 重大事態発生時の対応	4 5
【チェックリスト③】 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	4 6
【チェックリスト④】 重大事態調査の進め方	5 1
【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表	5 3

いじめの重大事態の調査に関するチェックリスト

本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や県基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織が次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織となるよう体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・初期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心とした組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付けている。	☐
上記の定例会議の中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
学校いじめ対策組織において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐

学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・初期対応に向けた具体的な取組を行っている。	☐

●学校の設置者における平時からの備え

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を、定期的に確認し、状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に、学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
いじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
職能団体等との連携について、県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会が重大事態調査の実施にあたって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●学校における重大事態の発生報告

チェックポイント		チェック	日付
重大事態の発生について、学校の設置者に報告した。 ・学校の設置者は、地方公共団体の長等に報告した。		☐	
報告 内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況(いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等) ※その時点で把握している事実関係を記載すること	☐	
	その他()	☐	

●学校における重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校の作成資料等を収集、整理した。		☐	
資料 例	学校が定期的に実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他()	☐	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		☐	

◆報道等への対応

チェックポイント		チェック	日付
学校の設置者と連携するとともに、報道対応の担当者(基本的には校長や教頭等の管理職)を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えている。		☐	

【チェックリスト③】

対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

◆対象児童生徒・保護者への説明事項①

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

説明日：

チェックポイント	チェック
① 重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(以下1号重大事態)。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(以下2号重大事態)。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや、法に基づき調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
② 調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③ 調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐

対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されと考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④ 調査事項の確認	
調査事項となるいじめ(疑いを含む)や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは、重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐
⑤ 調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
聴き取り等を行う対象者等についても要望があるか確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなどの調査方法、調査範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明事項②

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

説明日：

チェックポイント	チェック
① 調査の根拠・目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
② 調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告について)	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④ 調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項(対象とするいじめ(疑いを含む)や出来事、学校の設置者及び学校の対応等)を、どのような対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲)に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、協力を求めた。	☐
⑤ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順等)	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順等を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐
⑥ 調査結果の提供	
法第 28 条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	☐
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐

アンケートの結果等について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する(例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど)等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	☐
公表について、公表に当たっての方針があれば説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自死事案の場合		
自死の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たって、遺族から了解を得た。 ※遺族が自死であると伝えることを了解されなかった場合や自死と異なる死因を説明するよう求められた場合等の表現に配慮・工夫する。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者(例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教職員あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定)を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義(法第2条第1項に定める定義)や法の趣旨(重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくこと)等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		☐	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	☐	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
	調査方法やスケジュール	☐	
	調査に当たっての体制(第三者委員会と事務局の役割分担等)	☐	
	調査結果の公表の有無、在り方	☐	
	その他()	☐	
県教委は、文部科学省に対して重大事態調査の開始を報告した。		☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを、調査組織において決定した。		☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及び作成している対応記録等の確認をした。		☐	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
	学校いじめ防止基本方針	☐	
	年間の指導計画	☐	
	学校に設置される各委員会の議事録	☐	
	過去のアンケート、面談記録	☐	
	その他()	☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		☐	
実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他()	☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における調査対象者への事前説明

チェックポイント	チェック
聴き取り(又はアンケート)調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐
法に基づいて調査結果は、対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で、報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示、又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に、対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合は、いつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。(学校の設置者)	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
県教委は、文部科学省に対して重大事態調査報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないとは判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	